

34IC/24/R4

第 34 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2024 年 10 月 28 日～31 日

地域のリーダーシップ、能力、基本原則に基づく
人道支援の強化と、レジリエンスの実現

決議

決議

地域のリーダーシップ、能力、基本原則に基づく 人道支援の強化と、レジリエンスの実現

第 34 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）は、

現地主導の行動を含む人道支援活動の目標は、紛争、災害、その他の緊急事態の影響を受けた人々のニーズを、原則に基づき、効果的且つ包括的な方法で満たす対応を提供することであり、それによって、人々が個人として、また強固なコミュニティに内在する社会的セーフティネットを通じて、脆弱性を軽減し、レジリエンスを強化することを支援することであることを認識し、

現地主導の行動には、人道主義の原則に沿って、人道上のニーズと戦略の決定、意思決定への参加、モニタリング、評価、学習、多様で代表的な現地のアクターによる人道援助の提供、及びそのための国際機関の支援が必要であることを指摘し、

また、本決議においてのみ、「現地のアクター」という用語は、各国赤十字・赤新月社など、人道原則に基づく人道支援活動を行う地方及び国レベルの政府・非政府関係者を指すことに留意し、

さらに、現地のアクターは多様な専門知識、スキル、経験を有しており、これらは人道原則に基づいた人道支援活動とレジリエンス強化に関するグローバルな知識、優良事例、リーダーシップを支援する上で極めて重要であることを指摘し、

人道支援を可能にし、主導し、調整するうえで、国家が第一義的な責任を負い、不可欠な役割を果たすこと、また、緊急事態に対処し、被災国の対応能力を強化するための国際協力は、国際法及び国内法に従って提供されるべきものであることを認識し、

国際赤十字・赤新月運動（赤十字運動）は、ジュネーヴ諸条約と赤十字運動規約に基づく独自の構造とアイデンティティを有し、基本原則を尊重し、紛争、災害、その他の緊急事態の影響を受ける人々と地域社会のために、補完的な方法で協力する国内及び国際的な組織で構成されていることを強調し、

また、各国赤十字・赤新月社は、自らも被災者であることが多く、危機的状況における

最初の対応者である現地の職員やボランティアのネットワークを擁する、この赤十字運動の柱であり、ボランティアの潜在力を活用することで、年齢、障害、背景の異なる、女性、男性、少女、少年が異なる影響を受ける可能性があることを認識し、すべての人の異なるニーズについて、各国赤十字・赤新月社がよりよく把握できることを強調し、

紛争、災害、その他の緊急事態の影響を受けているコミュニティは、スキル、能力、コミュニティのシステムと構造、自分たちの状況に関する直接的な知識、理解、経験を持っており、自分たちに関係する人道政策、実践、プログラムの設計、実施、意思決定に参加し、主導することに強い関心を持っていることを認識する、2019年の国際赤十字・赤新月運動代表者会議（代表者会議）の決議1「コミュニティ参画と説明責任のための赤十字運動全体のコミットメント」に留意し、

特に、2016年の世界人道サミットで発表された「グランド・バーゲン」、仙台防災枠組、国際保健規則、国連の緊急人道支援の調整強化に関する国連経済社会理事会（人道問題セグメント）の複数の決議など、複数の国際文書や合意において、現地のアクターの中心的役割と現地主導の行動の重要性が認識されていることを想起し、

「地域社会に対して迅速かつ文化的に適切な持続可能な人道支援を提供できる立場にあるのは、多くの場合、地域内の対応者である」ことを認め、危険な状況下で活動し、多様なニーズを持つ各国赤十字・赤新月社のボランティアのような現地のアクターが保護され、保険に加入できるようにすることを含め、「国内の対応システムと基本サービスへのより持続的な投資は、現地と国際的なアクター間のより強力なパートナーシップを実現する」を通じて、現地のアクターの優先順位付けと能力向上を呼びかけている2015年の代表者会議の決議3「世界人道サミットに対する赤十字運動のメッセージ」に留意し、

また、新しい「集団的影響力の合意に向けた国際赤十字・赤新月運動の協働（セビリア合意2.0）」により、赤十字運動の集団的な対応が必要とされる場合には常に各国赤十字・赤新月社の中心的な役割がより一層認識されることにも留意し、

人道分野における公的機関の補助機関としての各国赤十字・赤新月社の固有かつ独特的な役割と、各国赤十字・赤新月社は、その任務の範囲内で人道支援活動を実施するために、公的機関からのいかなる要請も真摯に検討する義務があることを強調すること、また政府は、基本原則や赤十字運動規約、あるいはその使命に反する活動を行うよう各国赤十字・赤新月社に要請することを控えなければならず、各国赤十字・赤新月社にはそのような要請を拒否する義務があること、そして、公的機関が各国赤十字・赤新月社による

そのような決定を尊重する必要性を強調した第 30 回国際会議（2007 年）で採択された決議 2（パラグラフ 4a 及び 4b）を想起し、

また、1994 年に策定され、翌年の国際会議の決議で「歓迎」された、「国際赤十字・赤新月運動と災害救援を行う非政府組織（NGO）のための行動規範」にて、この行動規範の署名者は「現地の能力に基づいて災害対応を構築する」ことを約束していることを想起し、

第 21 回国際会議（1969 年イスタンブール）で採択され、第 22 回国際会議（1973 年テヘラン）、第 23 回国際会議（1977 年ブカレスト）、第 24 回国際会議（1981 年マニラ）、第 25 回国際会議（1986 年ジュネーブ）、第 26 回国際会議（1995 年ジュネーブ）、第 32 回国際会議（2015 年ジュネーブ）で改訂され、各国赤十字・赤新月社の意思決定における説明責任の原則を強調している赤十字の人道支援の原則と規則を加えて想起し、

赤十字・赤新月社法の開発と見直しの指針となるモデル赤十字・赤新月社法に留意し、各国赤十字・赤新月社の原則的かつ効果的な現地のアクターとしての特別な役割を認識し、形にすることに重点を置き、

また、2023 年 10 月、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）理事会は、保健、福祉、人道対応、コミュニティのレジリエンス構築の分野において、持続可能な地域主導のサービスを提供する各国赤十字・赤新月社を支援することを目的とした、地域主導の行動に関する立場を採択し、各国赤十字・赤新月社が活動する状況において持続可能となるよう基本的な地域構造への集団的な投資の必要性を強調していることにも留意し、

さらに、赤十字国際委員会（ICRC）は、その組織戦略 2024–2027 を通じて、各国赤十字・赤新月社の能力強化や赤十字運動の対応の調整を含め、信頼性と影響力のある世界的な人道ネットワークとして赤十字運動を強化すること、現地でのパートナーシップを強化し、現地の多様なアクターと関わることにコミットしていること、知見や優良事例を活動に取り入れていくこと、基本原則の普及に努めることに留意し、

さらに、各国赤十字・赤十字社及びその他の現地のアクターの能力強化への投資は、効果的な地域主導の行動と、危機下にある人々のためのより大きな集団的な赤十字運動のインパクトを達成するための基盤であり、進展は見られるものの、できること、なすべきことはまだ多くあることを認め、

IFRC の各国赤十字・赤新月社開発（NSD）の枠組み、方針、及び協定は、基本原則を十

分に尊重し、常にコミュニティにアクセス可能で質の高いサービスを提供する重要な現地のアクターとして、各国赤十字・赤新月社の継続的な妥当性、有効性、及び持続可能性を確保することを目的としており、NSDの支援は各国赤十字・赤新月社によって定義された優先事項に沿ったものであることを強調し、

各国赤十字・赤新月社による現地の活動を支援するために赤十字運動によって設立された資金調達メカニズムには、プールされた NSD 基金、特に IFRC 能力構築基金 (CBF) と IFRC・ICRC による各国赤十字・赤新月社投資同盟 (NSIA)、そして緊急対応のための災害対応緊急資金 (DREF) が含まれることに留意し、

また、IFRC の保護、ジェンダー、包摶に係る方針において、各国赤十字・赤新月社は、個人とコミュニティの異なる能力、強み、ニーズをよりよく認識し、活用することによって、レジリエンスを構築し、暴力、差別、排除を防止すること、地域の解決に多様な現地のアクターを参加させること、そして各国赤十字・赤新月社のリーダーシップの多様性を確保することを約束していることに留意し、

さらに、援助のローカリゼーション（現地主導の人道支援活動）に関する公約、特に「グランド・バーゲン」の公約、現地及び当該国のアクターへの支援と資金提供の拡大、現地主導の行動を可能にする環境の整備については、進展が見られるものの、赤十字運動の組織を含め各国政府や国際機関は、さらに重要なステップを踏み、より多くの支援を提供し、システム全体の変革の障壁を取り除く必要があることに留意し、

1. 基本原則に沿った人道活動を、定義し、提供するために、各国赤十字・赤新月社及びその他の現地のアクターとの効果的かつ公正なパートナーシップを促進し、それを可能にする条件を創出する人道援助提供モデルを採用するよう各国政府及び赤十字運動の各組織に促し、また国際人道・開発機関に呼びかけます。
2. 公平さ、相互尊重、透明性、信頼、共感、共有責任、説明責任に立脚した、各国赤十字・赤新月社及びその他の現地のアクターとの長期的かつ戦略的で公正なパートナーシップに投資するよう各国政府及び赤十字運動の各組織に呼びかけ、また国際人道・開発機関に要請します。
3. 言語、文化理解、費用、ロジスティクスに関連するものなどの実際的な障壁に対処し、能力強化支援を提供することにより、関連する意思決定及び調整メカニズムにおいて、国内法に従い、主体となる現地の赤十字・赤新月社及びその他の現地のアクターの有意義な参画と効果的な役割を促進するよう、各国政府及び赤十字運動の

各組織に推奨し、また国際人道・開発機関に呼びかけます。

4. 被災者により良い支援を提供することを最終的な目的として、より公平な対話とリスクの分配を促進することにより、リスク分担のアプローチをそれぞれの活動に取り入れることに協力するよう、各国政府、赤十字運動の各組織、国際人道・開発機関に要請します。
5. 各国政府及び赤十字運動の各組織に対し、適切な場合、保健衛生の確保を含む安全保障への投資を増やし、彼らの保護、安全、保障を提供することにより、各国赤十字・赤新月社を含む現地の職員及びボランティアの安全、安心、福祉を確保するために、あらゆる合理的な措置を講じるよう要請します。
6. 人道支援組織における包括的な採用と管理、被災者とのかかわりと説明責任、疎外された人を代表するグループとのパートナーシップを促進することにより、被災者のさまざまなニーズに配慮した包括的な人道支援活動を推進し、そのニーズをよりよく理解し、より効果的に対応するよう、各国政府と赤十字運動の各組織に促し、国際人道支援機関と開発機関に要請します。
7. 各国政府及び赤十字運動の各組織に対し、適切なインセンティブを提供し、構造を変更し、包摂的なコミュニティ参画システムを支援するために、人道支援と開発協力の連鎖の中で、適切であれば、各国赤十字・赤新月社及びその他の現地のアクターへの長期的な投資を確保するなど、コミュニティ参画に関するそれぞれのコミットメントを果たすよう呼びかけます。
8. 各国の国内法に従って、可能な限り直接的に各国赤十字・赤新月社及びその他の現地のアクターに対する資金援助への制約に対処し、また、簡素化された共通の報告要件や、重要なアカウンタビリティ方針を実施するための能力強化支援などの措置を通じて、清廉性と説明責任を支援する一方、各国赤十字・赤新月社及びその他の現地のアクターに対するデューデリジェンスとコンプライアンス要件を見直すよう、各国政府に解決を呼びかけ、赤十字運動の各組織及び国際人道支援機関と開発機関に要請します。
9. 特に紛争下やその他の脆弱な状況において、各国赤十字・赤新月社やその他の現地のアクターの財政的持続可能性と説明責任を支援する観点から、諸経費を賄うことができる、専用で柔軟性のある、複数年且つ無指定の資金を含む、ニーズ主導型かつ状況に応じた能力強化への投資を増やすよう各国政府及び赤十字運動の各組織に

要請し、また国際人道・開発機関に呼びかけます。

10. 各国政府及び各国赤十字・赤新月社に対し、赤十字運動の基本原則を十分に尊重し、適切で利用しやすく、包括的な質の高いサービスを提供するため、適切であれば、赤十字運動にて事前に用意された NSD 基金、特に CBF と NSIA への投資を増やすよう呼びかけます。
11. 各国の法律に従って、資金援助が直接的または可能な限り直接的なものとなるよう、また、事務費の割合が適切で持続可能なもので各国赤十字・赤新月社やその他の現地のアクターがそのような資金にアクセスしやすくなるよう確保し、ボランティア活動への投資を含め、事業実施のための各国赤十字・赤新月社及びその他の現地のアクターへの資金提供の量と質を高めるよう各国政府及び赤十字運動の各組織に呼びかけ、また国際人道・開発機関に要請します。
12. 各国政府及び各国赤十字・赤新月社に対し、基本原則に従い、特に地方自治体が各国赤十字・赤新月社の特別な地位を理解し、その公平、中立、独立を尊重するよう、国及び地方レベルで強力な補助関係を促進、強化、可能にするよう要請します。
13. 各国政府に対し、法的基盤の強化に関する各国赤十字・赤新月社との対話を開始、増加、強化し、また必要に応じて、人道分野における公的機関の補助的役割において、原則的かつ効果的な現地のアクターとしての役割を果たすために必要な法的基盤を各国赤十字・赤新月社に提供する、詳細かつ包括的な赤十字・赤新月社法を制定することを呼びかけます。
14. 各国政府に対し、人道対応にとどまらず、地域の災害リスク管理、また保健や社会福祉のような他の優先部門や分野の強化も含め、ローカリゼーション・アジェンダ（現地主導の人道支援活動）を推進するため、地元当局と現地のアクター、特に各国赤十字・赤新月社の支部や体制についての対話、共同啓発、学習交流の機会を活用するよう奨励します。
15. 赤十字運動の人道的影響力は、その各組織の補完性に基づくものであり、その独自の付加価値を提供し、その使命を果たすには、ジュネーヴ諸条約、赤十字運動規約、集団的影響力の合意に向けた赤十字運動の協働（セビリア合意 2.0）に則り、必要に応じて IFRC や同加盟社である赤十字・赤新月社からの支援を受けながら、ICRC 並びに各国赤十字・赤新月社による直接の活動実施が引き続き求められることを再確認します。

16. ローカリゼーション・アジェンダ（現地主導の人道支援活動）を前進させるための成果と結果に関する証拠集に貢献することを視野に入れ、持続可能な現地主導の活動を構築するための進捗を測るために、赤十字運動の他の組織からの支援を得て、見直しまたは評価を実施するという IFRC のコミットメントを確認します。